

大井川利水関係協議会 会議録

令和5年3月27日(月)
県庁本館4階特別会議室

午後6時00分開会

○石川部長 ただいまから大井川利水関係協議会を開催いたします。

本日は、年度末の大変お忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の出席者は、お手元の一覧表のとおりでございます。

なお、本日の議事を進めるに当たり、協議会規約第4条第2項に基づきまして、会員の過半数の了解を事前にいただきましたので、説明者としてJ R東海の皆様に、オブザーバーとして国土交通省の皆様にご出席をいただいております。

初めに、本日の開催趣旨をご説明いたします。

まず、田代ダム取水抑制案であるB案に関しまして、J R東海が3つの項目を前提として東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始することの了解を得たいとしているところでございます。

その3つの項目とは、次第の1枚の紙にも記載しているとおり、1、「B案は、静岡県から県外へ流出するトンネル湧水量と同量を大井川に戻す方策として、工事の一定期間（約10ヶ月間と想定）に田代ダムの取水を抑制し、大井川に還元する案として検討していること」。2、「B案は、永続的に行うものではなく、東京電力R Pの水利権には影響を与えないこと」。3、「協議の内容には、高速長尺先進ボーリングからの湧水に対してB案を適用することも含むこと」。この3つでございます。

このことについて、本協議会におきましてJ R東海からご説明をいただき、協議会会員が共通認識を持つことを目的に開催するものでございます。

それでは早速、議事に従いまして、J R東海からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○J R東海（宇野） J R東海副社長の宇野でございます。今日はよろしくお願いいたします。

本日、このような場を静岡県さんには設けていただきまして、誠にありがとうございます。説明に入ります前に、少し私のほうからご挨拶をさせていただきたいと思っております。

静岡県の皆様、特に大井川流域の皆様方におきましては、この中央新幹線の工事に伴います大井川水資源への影響ということを中心に、大変ご心配をいただいているところでございます。そうした中で、水資源利用へのご迷惑をおかけしないということで、静岡県内のトンネル内に湧き出ます湧水。これを大井川へ戻すということで、私どもは、中下流域に流れる水の量が減らないようにしていくということで考えております。

そうした中で、工事の一定期間、県境付近の先進坑。これは、安全上の理由から山梨県側から掘削をするということで計画しておりますので、これが静岡県側の先進坑とつながるまでの間につきましては、この区間の湧水が山梨側のほうに流れていくということになります。そうしたことについて、これは解析の結果からは、工事期間中にこの湧水が静岡県外に流出した場合でも、中下流域を流れます水の量については維持されるということになってはいますけれども、解析には不確実性が伴いますので、このことについて皆様にご安心いただけますよう、県外流出量と同量の水を大井川に戻す方策の検討を進めてございます。

その1つが、本日ご説明をさせていただきます、工事の一定期間、発電のための取水を抑制していただいて大井川に還元をする方策、すなわちB案ということでございます。B案につきましては、昨年の4月に静岡県の専門部会におきましてご提示をさせていただいた後、関係の方々へ個別にご説明をさせていただき、また様々な質問にお答えしてきたところでございます。

また、この関係で、7月にはリーフレットも作成をいたしまして、これは駅等で配布をしまして広くご意見をいただくという取組を進めてきたということでもございます。こういった形で、流域の皆様方、そして、県民の皆様方との双方向のコミュニケーションというものを図ってきたところでございます。

このB案につきましては、工事期間中も水を戻すことができるという案でございまして、ご期待の声を多くいただいております。そうした中で、実現に向けてさらに検討を深めてまいりたいと考えてございます。

発電事業者であります東電リニューアブルパワーさんにお話をしてまいっているところでございますが、そういった中で、流域の関係者の方々に対して、B案の協議を開始することの了解について個別に確認を取る必要があるとのご見解でございましたので、本日、この大井川利水関係協議会の場でご説明をさせていただくこととなったわけでございます。所長の永長のほうからこの後ご説明させていただき、その後、ご意見、ご質

問を伺えたらと思います。いろいろ意見交換をさせていただければと考えております。その上で、この協議の開始につきまして、ぜひご理解をいただければと考えてございます。

本日、お忙しい中をお集まりいただいた形となりましたけれども、今後とも私ども、汗をかきますので、しっかりと個別にもコミュニケーションを取らせていただいて、さらにこういったお話が前進するように頑張っていきたいと思っております。

それでは永長所長、お願いします。

○JR東海（永長） 静岡工事事務所の永長と申します。資料のご説明をさせていただきます。

資料については、お手元に、A4判の資料1という資料と、A3判の資料2という1枚ものがございます。それ以外に、別紙という1枚もののA4の資料がございます。この3点でございますけれども、資料1と資料2につきましては、内容はおおむね同一のものでございますので、A4の資料1を用いまして、こちらのほうは画面にも投影しながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1枚めくっていただいて2ページでございますけれども、「本日のご説明内容」ということでございます。上から、「B案の位置づけ」「B案の概要」「県外流出量と同量を大井川に還元することの可否に関する検討」「水利権の目的外使用や譲渡に係る河川法の法的な整理」「大井川利水関係協議会の皆さまへのお願い」の5項目でございます。

次に、「B案の位置づけ」です。ここでは、令和3年12月に国土交通省の有識者会議で行なわれました、いわゆる中間報告における位置づけについてご説明をいたします。

次に、大井川の水資源の保全に関する当社の基本的な考え方です。当社は、トンネル内に湧き出る水を大井川に戻すことで、中下流を流れる水の量が減らないようにいたします。特に、工事期間中は、トンネル内には、川の水の減少量に加えまして、トンネル付近に蓄えられていた地下水から供給される水が湧き出てきますので、トンネル内に湧き出る水を大井川に戻すことで、川の水の量は一時的に増えてまいります。

この点につきまして、有識者会議の中間報告では、「トンネル掘削に伴う大井川表流水への影響」としまして、「トンネル湧水量の全量を大井川に戻すことで中下流域の河川流量は維持される」「現時点で想定されているトンネル湧水量であれば、工事期間中（そのうち、先進坑貫通までの約10ヶ月間）を除いて、トンネル湧水量の全量を大井川

に戻すことが可能」と整理をされております。

次に、工事中の一定期間におけるトンネル湧水の県外流出について、まず断層帯の状況をご説明します。

静岡県と山梨県の県境付近では、この図の右のほうにございますように、非常にもろい地質があることを確認しております。この部分を掘削する際には、瞬間的に大量の湧き水が流れ出る突発湧水が発生する可能性があります。この部分は先進坑を上向きに掘削いたしますので、湧水は県外に流出することとなります。

次に、トンネル掘削の方向についてご説明します。

県境付近の断層帯を掘削する際には、左側のように静岡県側から下向きに掘削する方法と、右側のように山梨県側から上向きに掘削をする方法がありますが、左側の場合は、突発湧水が発生したときにトンネル内が水没し、作業員に危険が及ぶ可能性がありますので、工事の安全を確保するため、右側のように山梨県側から上向きに掘削をする必要がございます。

続いて、湧水の流れについてご説明します。

断層帯を掘削する際の水は、図の右側の青い矢印のように県外に流出しますが、このとき、県境付近以外の静岡県内のトンネル内の湧き水を、図の真ん中辺の赤い矢印のように大井川へ戻します。山梨県側へ流れ出る以上の量の、静岡県内の山の中に蓄えられている量も含めた地下水がトンネル内の湧き水として大井川に戻されるため、解析では川の水の量は減らないと予測されております。

これらの点につきまして、有識者会議の中間報告では、「工事期間中（そのうち、先進坑貫通までの約10ヶ月間）は、県境付近で発生するトンネル湧水が県外流出する」と。また「想定されるトンネル湧水量が県外流出した場合においても、それ以上の量の静岡県内の山体内に貯留されている量も含めた地下水がトンネル湧水として導水路トンネル等を通じて大井川に戻されるため、中下流域の河川流量は維持される解析結果となる」と整理をされております。

その上で、「今後の進め方」として、地域の方々との双方向のコミュニケーション、解析結果の不確実性を踏まえたリスク対策とモニタリング、それとともに、県外流出量を大井川へ戻す方策について、具体的方策などを協議すべきとされております。

県外流出をした場合でも中下流域の河川流量は維持される解析結果となっておりますが、解析には不確実性を伴うため、皆様にご安心いただけるよう、県外流出量と同量を

大井川に戻す方策の検討を進めております。

1つの方法として、図に示すように、先進坑が山梨県側から静岡県側まで貫通した後、山梨県内で発生するトンネル湧水を大井川に戻すという方策がございますが、これに対し、工事期間中でも水を戻すことが可能な方法として、工事の一定期間、発電のための取水を抑制し大井川に還元する方策を、昨年、令和4年の4月に静岡県の専門部会において提案をいたしました。

ここから「B案の概要」でございます。

東京電力リニューアブルパワー株式会社、以下「東京電力R P」と略しますが、発電のために大井川から田代ダムに取水をしております。B案は、山梨県側から掘削する先進坑が静岡県側とつながるまでの期間に静岡県から山梨県に県外流出するトンネル湧水量を計測しつつ、同時期に県外流出量と同量の大井川からの取水を抑制し、大井川に還元する方策です。

図の下に書いてございますように、大井川の流量は年平均約19億 m^3 でございますが、今回取水を抑制する量は、解析結果としまして、0.03から0.05億 m^3 ／年程度となります。率で申しますと、大井川の流量に対して0.2%から0.3%でございます。

なお、この方策についてご協力いただくことで東京電力R P様に生じる損失については、協議し、補償させていただくことを考えております。

また、現在山梨県内で進めております高速長尺先進ボーリングを県境を越えて実施する場合におきましては、静岡県側の湧水が山梨県側に流出することとなりますが、この際、流出する湧水と同量の水を静岡県側に戻す方策としてもB案は有効だと考えております。

続きまして、「県外流出量と同量を大井川に還元することの可否に関する検討」でございます。

専門部会でのご意見を踏まえまして、1日単位の河川流量のデータを基に下の図のような検討を行ないました。こちらに棒グラフがございますが、左側の緑色の部分が県外流出量です。これに対して、右側のグラフの黄色、青色、紺色の部分を合計したものが、河川を流れる水の量であります。このうち、トンネルを掘ることによって河川の流量が減ると予測される部分が紺色でありまして、そのほか、取水後に維持流量を残さなければいけませんので、それが青色の部分になります。それらを差し引いて残る黄色い部分が大井川への還元を利用可能な水量と考えております。この黄色い部分が緑色の部分よ

り多ければ還元は可能ということになります。

続きまして、確認の結果であります。

10年間の流量データを用いて検討した全ての日において、県外流出量と同量を大井川に還元することが可能であると確認いたしました。この結果については静岡県の専門部会に報告をしております、一通りデータはそろったというお話をいただいておりますが、実際には、必ずしも1日ごとに還元を行なうのではなく、水をお使いの状況や東京電力R P様の運用も踏まえて還元の仕方は決めていく必要がございます。

続きまして、「水利権の目的外使用や譲渡に係る河川法の法的な整理」でございます。

水利権の目的外使用や譲渡に係る河川法の法的な整理について、国土交通省鉄道局に照会をいたしました。その結果については、お手元にご用意しています別紙のA4のペーパーのとおりでございますが、この内容を抜粋して今の画面でご説明いたしますと、まず水利権の目的外使用につきましては、この段落の後半の部分でございますけれども、「東京電力R Pが取水を抑制したことによって、発電目的以外の目的で排他的・継続的に流水を使用することには当たらず、占用目的の変更も不要と考えられる」とされております。

続きまして、水利権の譲渡につきましては、これも段落の後半でございますが、「河川の流水を占有することにはならず、東京電力R Pの水利権の一部を譲渡されたと解するのは困難」とされております。

最後に、「大井川利水関係協議会の皆さまへのお願い」でございます。

今回ご説明しました、このB案は、静岡県から県外に流出する湧き水と同量を大井川に戻す方策として、現実的で有効的な方策だと考えております。今後、この方策の実現に向けて、東京電力R P様と、実際に取水を抑制する時期、頻度、期間。こういったような運用に関する協議のほうを進めていきたいと考えております。

この件につきましては、1月25日の専門部会を受けまして、東京電力R P様に協議の開始をお願いしたところでございますが、協議を開始することの了解につきまして、流域の関係者に対し個別に確認を取る必要があるとのご見解をいただいております。

つきましては、以下、この四角の中に示しております3点を前提といたしまして、東京電力R P様とリニアに関する協議を開始することについて、ご了解をいただきたく存じます。

1点目は、「B案は、静岡県から県外へ流出するトンネル湧水量と同量を大井川に戻

す方策として、工事の一定期間」——これは先進坑がつながって水を戻せるようになるまでの期間でございますが、約10か月間と想定をしておりますが——「に田代ダムの取水を抑制し、大井川に還元する案として検討していること」。2点目としては、「B案は、永続的に行うものではなく、東京電力R Pの水利権には影響を与えないこと」。3点目は、「協議の内容には、高速長尺先進ボーリングからの湧水に対してB案を適用することも含むこと」でございます。

なお、今回の話につきましては、B案の実施そのものについてご了解をいただきたいというものではございません。

工事に伴い県外に流出する水を確実に戻せるよう精いっぱい努めてまいりますので、ぜひともご理解を賜りたいと考えております。

説明としては以上でございます。

○石川部長 ご説明どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのJ R東海からのご説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をしていただきたいと思います。指名させていただきますので、マイクでご意見をお願いしたいと思います。その後、その意見に対してJ R東海のほうからご回答をお願いしたいと思います。

それでは中野市長、お願いいたします。

○中野焼津市長 最下流部に位置しております焼津市でございます。今回このような形を設けていただきました県の皆様、そしてJ Rの皆さん、本当にありがとうございます。

私のほうから、専門家会議や有識者会議の皆さんにもご質問して、県民の皆さんがまず確認をしたいということがございます。この工事をやると全ての大井川の水がなくなっちゃうんじゃないかというふうに思われている方が、まだ焼津市にもいらっしゃいます。それで、我々は「そんなことないよ」と。「この中間報告でこういう報告があるんだよ」ということは申し上げていますが、まず共通認識の確認で、中間報告におきます表流水、また地下水への影響というのを、また少し確認をしたいというふうに思います。

そして工事期間中の——先ほど、大井川の水の全体として0.2から0.3%というご説明がございましたが、19億という数字、0.03という数字というのを、確認でございますので、どの程度の規模感かというのをもう一度改めてお聞きしたいというのが1点でございます。

意見としては、県の専門部会の共通認識でも、工事期間中の全量戻しとしても田代ダム案は有効なので、東京電力の皆さんとの協議を早期に進めていただきたいというのが焼津の意見でございます。

この田代ダム案は恒久的な措置じゃなくて、ポンプアップ等により水を戻すことができない工事期間中の時限的な措置であるということは改めて認識をしたところでございます。

また、長尺先進ボーリングにつきましても、県境付近に向けては継続的に湧水量を測定して管理値を設定した上で、より慎重な削孔、または中断する対応が取られていると理解をしたところでございます。ボーリングで発生する湧水についても田代ダム案で対応できればいいと、焼津市は考えているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○石川部長 ご回答をお願いいたします。

○JR東海（永長） ご質問、ご意見ありがとうございます。

それでは回答させていただきますが、スライドの4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、中間報告の大前提としまして、私どものほうで、トンネル内に湧き出る水については大井川にとにかく戻して、流れる水の量を減らさないということがございます。

そちらのほうを受けまして、次の5ページ目でございますけれども、トンネル湧水量の全量を大井川に戻すことで、まず表流水という意味ですけれども、中下流域の河川流量は維持されるということが結論として得られております。

それでは本当にそれを戻すことができるのかということにつきましては、2点目でございますけれども、今想定されている湧水量については、工事期間中を除いて全量を大井川に戻すことが可能というふうに整理をされております。

ご質問がございました、特に最下流の地下水について、非常にご関心が高いということですが、こちらの地下水のことはスライドのほうには記載しておりませんが、まず、これまでの検討によりまして、いわゆる水の化学的な成分分析を実施いたしまして、中下流域の地下水について、その供給源としては、いわゆる近傍、近いところに降ります雨と、あとは中下流域に流れる表流水、河川の水の2つであるということが推測をされていると。これも中間報告のほうで上げられております。ですので、その基になります中下流域の表流水。こちらの量をきちんと確保することによりまして、地

下水の水量への影響というのは極めて小さいものになるということが中間報告のほうで述べられております。

それから、ご質問のありました2点目でございますけれども、これは、スライドでいきますと12ページ目を出していただけますでしょうか。

こちらは、この図の下のほうに書いてございますけれども、左のほうに、この大井川を流れる水の量が、これは変動はありますが、平均して1年間に約19億 m^3 としております。それに対しまして、今回数値解析で想定しております、いわゆる県外流出量が、約0.03から0.05億 m^3 /年という数字でございます。

これを比べますと、ちょっと先ほどと重複するご説明になりますが、大体1年間の水の量に対して0.2から0.3%のものであると。ただ、その量については確実に戻すということで、そのための対策を今回ご提示しているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○石川部長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○中野焼津市長 ありがとうございます。

有識者会議の皆さんにも確認して、特に我々は中下流域にいるので、それをまた市民のほうに伝えたいというふうに思います。そうはいつでも、量はかなり少ないというのは感じましたが、それでもやっぱり大切な水なので、しっかり方策をして、モニタリング等々をしっかりとしながら前へ進んでいってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○石川部長 それでは染谷市長、お願いいたします。

○染谷島田市長 今、中野市長のほうからもお話がありましたが、私も、今日の議論を始める前に、皆さんとの共通認識というのをしっかり持つべきだと思っております。

それは1つには、大井川の水資源問題に関する中間報告の中で、「トンネル湧水量の全量が大井川に戻すことで中下流域の河川流量は維持される」とされていて、この件については県の専門部会の先生方も同意をされていると。だからこそ、今、トンネル内に湧き出す水をどう戻すかと。私たちにとっては大事な水ですから、どう戻すかということが大事な、まず最初の共通認識です。

そしてもう1つは、県民の多くの方は、このトンネル湧水で水が流れてしまうと大井川が枯渇してしまうのではないかというぐらいのイメージを持たれていらっしゃる方も大変多い。しかし、今説明がありましたとおり、年間流水量19億 m^3 の中の、想定で多い

ほうを取っても500万m³/年。これは0.2%から0.3%の量に当たるんだと。大井川を1年間に流れる水の中の0.2%から0.3%の水だけれども、それをどう確実に戻すかということの提案が田代ダムの取水抑制案なんだということです。これをしっかりみんなの共通認識として、そこから始めていかないと、皆さんの考え方が変わってしまうおそれがあると思いました。

それで、なおのことでございますが、私は、提案にありました1のところ、B案は——今日いただいた資料にもありましたね。最後のページでしょうか。1、2、3のご提案をいただきました。

この1、2、3の提案の中で、1のところ、「工事の一定期間（約10ヶ月間と想定）に田代ダムの取水を抑制し、大井川に還元する案として検討している」と書かれているんですが、この「約10ヶ月間と想定」というところではありますが、言っていることは分かるんですが、やはり皆さんの心配を思うと、もう少し言葉を修正して、例えば「先進坑がつながってトンネル湧水をポンプアップできるようになるまで（約10ヶ月間と想定）」としていただければ、もし工事が延びたとしても、トンネルがちゃんとつながってポンプアップできるようになるまではやるんだということですから、皆さんの不安を削減できるような修正案として、まず1のところにおいては、今お話ししたように、「工事の一定期間（約10ヶ月間と想定）」というだけではなくて、ここを「先進坑がつながってトンネル湧水をポンプアップできるようになるまで（約10ヶ月間と想定）」というふうに修正していただきたいというのが私の意見であります。

○石川部長 その点につきまして、いかがでしょうか。

○JR東海（澤田） ご質問ありがとうございます。JRの澤田でございます。

今染谷市長がおっしゃった10か月間の意味ですけれども、今おっしゃったとおりで、この山梨県側から掘っていくトンネルと、それから静岡から掘っていくトンネルがつながるまでの間ですね。ここの掘り方で、大体時間的に約10か月を想定しているというものです。それがつながれば、山梨県のほうからずっと県境からポンプアップをして大井川に戻せるということになりますので、意味としてはおっしゃるとおりですので、そこはきちんと分かるように書き加えるなりをして、修正のほうは対応していきたいと思えます。全くご理解のとおりで結構ですが、きちんとご理解いただくために、そういった言葉を足すなりして少し加えていきたいと思えます。

○石川部長 市長、よろしいでしょうか。

それでは、杉本市長、お願いいたします。

○杉本牧之原市長　まず何点か確認をしたいと思います。

私も、今染谷市長がおっしゃった中間報告の中で、いわゆる対策を取れば中下流域においては影響がないということ言われていますので、この $2\text{ m}^3/\text{秒}$ についても、工事後においても、導水路トンネル、ポンプアップで戻すということですから、この辺の解釈が、これまでの県の説明の1つの例えとして、 $2\text{ m}^3/\text{秒}$ の水がなくなると大井川広域水道企業団の水がなくなるのと同量というような解釈というんですか、例えがあるものですから、これが独り歩きをして、飲み水がなくなってしまうというような解釈がありますので、そこはぜひ県のほうは、この中間報告の中で、影響がないということで、いわゆる有識者会議、そして県の専門部会でそうした解釈をしておりますので、そこについてはしっかり説明を流域住民にさせていただきたい、発信をしていただきたいと。これが1つです。

それから2点目といたしまして、先ほどの資料の12ページですかね。「川の水の量（平均）約19億 $\text{m}^3/\text{年}$ 」とありますが、この計測とといいますか、19億 $\text{m}^3/\text{年}$ 流れている場所がどこなのかと。どこで計測とといいますか、データを取っているのかというのを教えていただきたいのと、平均ということで書かれていますので、最大値と最小値を教えてくださいとありがたいなと思います。そうした中で、実質0.2%、0.3%ですから、ほとんど影響はないというふうに解釈いたしますが、ぜひとも、大切な水ですので、この件についてもお戻しいただくことは非常にありがたいというふうに解釈をしております。

それから3点目といたしまして、この今日の議事の1、2、3の3番目ですね。資料でいいますと20ページの四角の中の3ですけど、「高速長尺先進ボーリングからの湧水に対してB案を適用することも含むこと」ということで書いてございます。このことに関して確認したいのが、この高速長尺先進ボーリングに対する取水抑制に関しては、1の「工事の一定期間内」に含まれるのか含まれないのか。その外だということでない、ちょっとつじつまが合わないような気がしますので、その確認です。

それから、ここには山梨県内、あるいは静岡県内という表示はございませんが、これについては高速長尺先進ボーリングの全ての期間という解釈でよろしいか、確認をさせていただきたいと思います。

○石川部長　JR東海さん、2点ご質問があったと思います。お願いいたします。

○JR東海（澤田）　19億 $\text{m}^3/\text{年}$ の話ですけれども、まず場所ですが、大井川の神座です

ね。そこでデータが取られていますので、そのデータを拾っています。ただ、年によって大分ばらつきがありまして、この19億 m^3 /年という数字は、私どもは国交省の有識者会議の中でも報告させていただきましたが、19に対してプラスマイナス9億 m^3 /年という数字を挙げています。19が平均というのはそういう意味であります。過去何年かのデータを拾いまして、19プラスマイナス9億 m^3 /年といった数字を挙げたというところがございます。

それから、ボーリングの水もこのB案を使うということでございますけれども、これは先ほど申し上げた、山梨県側から掘るトンネルと静岡県側がつながるまで。この間とは別の話だと思っております。これは、これから実は私ども、皆さんもご懸念されている、山梨県と静岡県の県境のうちの静岡側に入ったところに大きな断層があるというふうに我々は想定してございまして、主に静岡県側でボーリングをこれからやっていきたいと思っておりますが、その静岡県側のボーリングをやって出た水。これに関して戻すということを考えているというところですね。その戻す方法として、このB案の適用ができないかといったことで、ここは書かせていただいているところがございます。

○杉本牧之原市長 そうしますと、山梨県側のボーリングにより仮に湧水が出た場合ですね。それについては今回のこの3には含まないという解釈でよろしいんですか。

○JR東海（澤田） 今、山梨県側でボーリングをやって、県境に近づきつつあります。まず山梨県の中にある間に出る地下水については、これは直接このB案を適用というところまでは正直考えてございませぬ。ただ一方で、この山梨県内のボーリングの進め方といいますのは、管理値を設けて、一定以上出たら1回そこでやめるとかいう話であるとか、それから状況は静岡県さんによくご報告して、これは既にやっておりますけれども、そういったことで一旦進めさせていただきたいと思っております。

この山梨県内で、まず住所が山梨県のときに出てくる水について、ここはすぐにこのB案でやるというところは今考えていないです。B案は、あくまで静岡県内のボーリングをやって、そこで出てくる水を戻すと。その方策に使えないかということで、ここは書かせていただいております。

○石川部長 よろしいでしょうか。

○杉本牧之原市長 分かりました。ありがとうございます。

○石川部長 今の点について、県からも1点確認ですが、そうすると、山梨県内で行なわれる高速長尺先進ボーリングについては今回の話には含めないものの、また専門部会で

その返し方等のお話をするということによろしいですか。

○JR東海（澤田） 返し方というか、返し方もということになるかと思うんですけど、まず山梨県内のボーリングを進めていくに当たっては、前回もお話ししましたが、管理値などを設けて具体的なフローを設定させていただきました。そのフローの中には、まだ県内の水を直接戻すということは書かれていないです。山梨県で出てきた水を静岡県に戻すということは、そこには書いていないです。

ただ一方で、静岡県の地下水が出てくるといったご心配は承知をしておりますので、その進め方については、よく県の方と相談をしていきたいと思っております。

○石川部長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、久保田市長、お願いいたします。

○久保田掛川市長 掛川市の久保田でございます。本日は、このような場を設定いただきまして、どうもありがとうございます。

掛川市は、以前から申し上げているんですけれども、生活用水をかなり大井川に頼っている自治体でありまして、それから今日私は、東遠工業用水道企業団という利水団体の立場としても来ておりまして、近隣市である菊川、御前崎、牧之原市さんと一緒に、この工業用水の関係でも少しいただいているものですから、そちらとしても来ているということでございます。

田代ダムのいわゆるB案につきましては、この水量の確保、そして水質の確保を求めている掛川市にとっては、有力な案かなということで以前から私もコメントしているものですから、今日の本題にありますことについて、東電RPさんと協議を進めていただくことについては異存はありませんし、ぜひやっていただきたいというふうに思っております。

他方で、ちょっと今日、ぜひJRさんに伺いたいことがありまして、それは、先ほどから少し話が出ている件の関連もありますけど、先月、山梨工区側で長尺先進ボーリングを再開された。2月22日からでしたでしょうか——というふうなことだと思うんですけど、これは私としては、掘り始めてから報道で知ったものですから、ちょっとびっくりして、何でこのタイミングで掘り始めたんだろうと。何らかの事情があるにしても、非常に驚きました。というのは、このどうやって戻すかという議論をしている中で、なぜこのタイミングで再開する必要があったのか。そしてそのことを、直前に国交省さんや県のほうには連絡が来ているという話がありましたけれど、しかし流域の私どもは全

く知らない話でありましたので、何かしらの形で事前にお知らせいただくことはできなかったのかと。もともと、これは山梨県内の話でありますので、静岡県内には関与しない話だよということなのかもしれませんが、この議論をまさにしているところでありましたので、ちょっとその点をぜひご説明いただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○石川部長　ご説明をお願いいたします。

○JR東海（永長）　この件に関しましては、地域の皆様に様々なご心配をおかけしたことについて、まずおわびを申し上げます。その上で、経緯について少しお話しをさせていただきたいと思います。

まず、こちらのボーリングの計画につきましては、1月25日に専門部会がございました。そのときに、「こういう中身で計画を考えている」ということをお話をさせていただきまして、その際には、ボーリングでどんな状況になったか、結果はどうなったかという報告の仕方を早急に決めた上でボーリングを進めていくというふうに、私どものほうから当日お話をさせていただいております。

その後、実際にどういうふうに報告をしていくかということにつきまして、静岡県庁さんの担当の方と実際に打合せも行ないましたし、メールでもやり取りをしたりということで、その上で、2月の頭ぐらいからボーリングを開始するということをお話しをしておりました。

そういうことでボーリングに着手する予定にしていたんですけれども、その後、1月31日に、静岡県様のほうから、ボーリングについてということで文書のほうをいただきました。その後、国土交通省様ともちょっと話をさせていただく中で、もともと2月の最初に開始するということ自体はお伝えをしていたんですけれども、やはり文書についての回答を行ってから着手することが望ましいのではないかというふうにご指導もいただきまして、その上で、私どもが計画しておりました着手の時期を一度延期をいたしまして、国土交通省様に仲立をしていただく形で回答の内容の調整を進めておりました。

実際、静岡県庁様がどのような内容にご懸念を持たれているかという中身のほうをお伺いするとともに、どういうふうに対応していったらいいかということで、例えば専門的なご意見の中で、データを取りながら、それをお示しして進めていくというようなやり方が妥当なんじゃないかと。そのような様々なご意見をいただいております。

そうした上で、私どもとしましては、静岡県様からご質問いただいた点について、い

わゆる科学的・工学的な考えを整理しましてお答えをするとともに、まだ県境付近まで距離としては800mある状況でございましたので、今後、実際掘っていくことによって、より近いところのデータも得られることとなりますので、そうしたことも踏まえて対応を進めたいという旨を2月20日の日に文書のほうでお返しをいたしまして、その翌日の21日からボーリングを進めております。

ボーリングを開始して以降は、実際にその調査の結果を、皆様のところにも静岡県庁様のほうからお示しをしておりますけれども、そういう結果も踏まえて、静岡県庁様と対話を継続しながら今実施をしているところでございます。

経緯としては、以上申し上げたとおりになるんですけれども、実際にこうした経緯が見えない中で、地域の皆様には様々なご心配をおかけしたというのは事実でございます。ですので、そうしたコミュニケーションという意味では、私どもも振り返らなければいけないことがございますし、その上で改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○久保田掛川市長 経緯については大体伺ったんですけれど、ちょっと理由のほうを尋ねていたものですからね。

私としては、800mの地点で止まっていたものですから、その先は、まさにこのB案の協議が進んでから、800mから先は県境のほうに近づいてくるんだらうというふうに思っていたんですけれども、しかしこのタイミングで、800mから、JRさんの当初の予定では100mまでですかね。その後300mになるというふうな話もありますけど、もうちょっと近づく。ぎりぎりまで近づくということじゃないですか。このタイミングでそこまで今近づけなければならない何かの理由というか、そこら辺がちょっと理解できなかったものですからお尋ねをしています。

○石川部長 その点、お答えいただけますか。

○JR東海（永長） そちらの点でございますけれども、私どものほうの理由になってしまうかもしれませんが、今回進めている部分が、山梨県内の先進坑を掘るに当たりまして、そちらの地質ですとか湧水の状況を確認しながらということでこれまでも進めてまいりましたので、今その調査をしないとそちらのほうの工事が進められないという状況があったものですので、私どものほうの理由になってしまうかもしれませんが、そうしたような事情もございました。ただ一方で、そういうご懸念の声に対し

ては、きちんとお答えしながら進めなければいけないということになりますので、そのあたりのコミュニケーションは今後しっかりとやっていくようにしてまいりたいと思います。

○久保田掛川市長　あまり納得できていない部分もあるんですけど、永長さんは静岡工区の所長ですので、あんまり山梨のことをこれ以上聞いてもというのがありますので。分かりました。ありがとうございました。

○石川部長　では、長谷川市長、お願いいたします。

○長谷川菊川市長　菊川市長の長谷川でございます。今日はこのような場を設けていただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

菊川も、大井川の水に水道水の97%を頼っておりますし、今久保田市長からも話があった、それこそ工業用水、それから農業用水も頼っているという地域でございます。

その中で、1点お願いと、もう1点はちょっと確認ということで、1点のお願いは、今久保田市長が言われた、私もたしか、これは2月20日の夕方に、この「掘るよ」という連絡が、うちの担当のほうに、電話、それからメールであったという話を後で聞いた記憶があるものですから、またそういった意味では、今説明がありましたけれども、今回の資料の9ページでしたかね。「今後の進め方」と。「地域の方々との双方向のコミュニケーションを十分に行うなど、真摯な対応を継続すべき」ということで書いてあります。前々から、ぜひ地域に寄り添っていただきたいという話をいろんなところでさせていただいたという経緯があると思いますので、ぜひよろしく願いできればなと思います。1点お願いでございます。

もう1点の確認という意味では、昨年12月11日に専門部会の意見交換会というのがちょうどこの場所で行なわれたと思っておりますけれども、その中で、今回、リーガルチェックの話が18ページに細かく出ていますし、それから資料の別紙の裏側の最後のところ。下から5行目のところに、「よって、いわゆるB案は水利権の譲渡には該当せず、河川管理者の承認は不要と考えられます」ということが書かれている中で、12月11日のときに私はこの話をさせてもらったというふうに記憶しています。そのときに「田代案というのは一体誰が保証してくれるのかということがちょっと心配になりましたよ」というふうな話をさせてもらって、「今回の東電の取水の抑制はJR東海が要請したものであって、水利権の譲渡には当たらないとなっている」と。言い換えると、「JRは権利を主張できる立場にないんじゃないか」と。「そうすると、東電が確かに田代ダムの取水

抑制をして、工事に伴う水量の減少を補償するというのを誰が担保するのでしょうか」という話をさせてもらった。その辺は12月にしている話で、今回こうやって話が出ている中で、その辺についてどういうふうな見解があるのか。一体誰がこの流域市町にどういった形で担保するとか、そういった話について確認をとということでお願いしたいと思っています。よろしくお願いたします。

○石川部長　お願いたします。

○J R 東海（澤田）　今長谷川市長のおっしゃった、どうやって担保していくのかと。これは皆さん気になさっているところだと思っています。実は、これから東京電力と協議を始めていきたいというふうに我々は言うておりますけれども、まさにそういった、見せ方といいますか、担保の取り方。それを、我々 J R 東海と東京電力との間ではなくて、皆様に「こういう形でこの B 案を運用しています」ということをお示しする必要がありますので、その見せ方。これは、例えば東京電力さんのほうで技術的ないろんな課題もあるかと思っていますので、そういったところをきちんとお話をしていって詰めていきたいと思っていますが、まだそういう段階ではなくて、これからまさにそういったお話をさせていただきたいと思っています。その結果、「具体的な B 案の運用というのはいくつかの条件になります」と。「皆様方が取水抑制というものが見える、あるいは知っていただくということになります」ということを含めて、そこは、これから私どもと東京電力さんでしっかりと協議をさせていただいて、その結果についてはきちんとお話しをさせていただきたいと思っています。

○石川部長　よろしいですか。どうぞ、長谷川市長。

○長谷川菊川市長　工事というか、このボーリングを掘ることとセットという話については、その辺というのはどういうふうな形で考えればいいのか。とにかく話を進めながら工事を進めていくのか。その辺も含めて、どんな見解があるのかを、またちょっと。

○石川部長　お願いたします。

○J R 東海（澤田）　今おっしゃった工事というのは静岡県内の工事という意味ですか。これまで私どもが申し上げているのは、静岡県内のボーリングであるとか、あるいはトンネルの工事。これに関しては、水を戻す方策であるとかといったことについて、きちんと方策ができて、皆様方の合意がないうちは静岡県内の工事はしないというふうに申し上げていますので、まずはこの B 案をしっかりとまとめていきたいと思っています。

○長谷川菊川市長　分かりました。

○石川部長 それでは、北村市長、お願いいたします。

○北村藤枝市長 藤枝市長の北村でございます。今日は、この時間をつくっていただきましてありがとうございます。

全量戻しの方策といたしまして、この田代ダムの取水抑制案。このB案については、何といても水の量と質。この両方の観点から考えてみますと、地元の不安解消にもつながると考えておりますので、そういう意味では、この案が実現することを私は大変期待をしているところでございます。

3点お伺いしたいところなんですけれども、昨年4月にこの案がJRさんのほうから発表されまして、1年を経過したわけでございますけれども、この水の使用に関する地元の思い。こういうようなこともあるわけなんですけれども、この1年の間に、今日提案された3つの了解がありますね。こういうようなことを東電さんのほうと話をされてきたのかどうか。私にしてみると、何か1年経って唐突にこの案が出てきたような気がするわけなんですけれども、詰めに詰めてこういう案が出てきたのかどうか。そのことが1点です。

それから、水利権に関してでありますけれども、この「水利権には関係ないよ」という案が2番目ですね。それはどういうことかということ、水利権自体は、25年に、国交省と東電と流域の皆さんと、基本的にはこのリニアとは関係なく更新されるものであって、そういう大きい意味での水利権には関係ないということは、今日の説明資料の18ページにもありますけれども、この水利権の一部を行使しないというものとどまると。保有する水利権の一部を行使しないということにとどまって、東電が取水を抑制したことによって発電目的以外の目的で排他的・継続的に流水を使用することには当たらないということで、占用目的の変更も不要と考えるというのがこの理由だと思うんですね。

その中で、JR東海さんが自らの管理下に置いて排他的・継続的に使用するものではないために河川の流量を占有することには当たらないということですが、このことについては、継続的にやっていくものではないから、この工事期間中にこれを一部湧水として流すということで、水利権には当たらないということを行っているのかどうか。ですから、水利権自体については、先ほど言ったように、我々のところとはちょっと一線を画す必要があるのではないかなというふうに思っております。それが2点目ですね。

それで、東電さんとずっと話をされてきて、この案でなければ協議ができないというふうになりますと、このことを前に進めることはできませんので、私は、これまで県、

あるいは専門部会。そういうようなところから質問なされていることがありますので、それを確認することも含めまして、このリニア整備と水資源確保を両立するためにも、東電との協議をぜひ進めていただきたいなというふうに思っているところでございます。

あわせて、我々は水の量・質を併せて、自然の摂理に従って上流からの水は下流に流してもらおうということが念願なんですけれども、そういうことも今の段階ではできませんので、今度はその流す分を——大事なことは、必要なときに必要な水があることが大切なんです。ですから、1週間でいいのか1か月でいいのかということは、特に私は農業者にとっては切実な問題になると。今でも渇水の際に取水制限をしておりますのでね。ですから、そこら辺は利水者の考え方というものを十分聞いていただいて、そしてこれから進めていかないと、いくら量が全体的に少ないとはいっても、必要なときに水は必要なんです。そういうことが必要だなというふうに思います。

J R 東海さんが言われている、トンネル工事を開始してから完了まで、J R 東海様の方策によって、導水路ですね。そういうようなことで、釜場とかそういうのを含めて、県外に流出する湧水を途切れることなく大井川に戻していくというお考え。これは J R 東海さんの見解をいま一度確認をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

ですから私は、こういう条件下で、しっかりといろいろ話をしなければ前に進めないというふうに思っておりますので、ぜひ慎重に、かつしっかりとした協議を進めてほしいなと思っております。

○石川部長 質問は3点ということによろしいでしょうか。

○北村藤枝市長 はい。

○石川部長 では3点、お願いいたします。

○J R 東海（澤田） どうもご質問ありがとうございました。

まず、この1年の東電との協議状況というお話でした。去年の4月に、このB案というものを提示させていただきました。まずその段階で、東京電力さんは、こういった案というものについて公にするというか、発表することに関しては、当然その時点で「ああ、いいですよ」ということをおっしゃっていただいていた。ただ、今も実は変わっていないんですが、ずっと言われているのは、「発表はいいけれども、実現するに当たっては、まず関係の方のご理解があって、そして協力していただきたいな」といったよ

うな話があつてからなので、そこはJ R東海さん、お願いします」と。そこは実は今も変わっていないです。

ということで我々は、関係の方の理解を得るべく、いろんな形で動きました。その象徴的なものが、県の専門部会です。まず県のほうでしっかり「いいよ」と理解いただかないといけないので。この専門部会の中では幾つか宿題をいただきまして、果たしてこのB案は、戻す水があるのか。還元する水があるのかということで、これは何回かやり取りさせていただきました。県のほうともやり取りさせていただきましたし、東電さんにもデータを実際いただいたりしてですね。それで、そこについてはやっと、いただいたデータに基づけば戻す水がきちんと確保できるということになったので、ここの技術的な話は一旦終わったと思っています。また、専門部会の中では、「この話を早く東電さんから確約を取ってきなさい」というようなお話もいただいたので、また改めて動き始めたというところです。

動き始めたんですが、その間に、この2つ目の水利権のご質問のお答えにもなってくるんですが、これは我々は、工事期間中のある一定の限られた期間のみの運用として考えています。それを、今10か月を想定しています。それが、工事の影響によって延びたり縮んだりはあるかもしれませんが、工事期間中に適用するという前提で国土交通省さんにも法的な見解を聞いておりますので、これをずっとやっていくというものではないです。そういった前提でお聞きをして、この見解をいただいているというところです。

ただ一方で、J R東海のほうから取水抑制を東電さんに要請をして抑制してもらおうんですが、「J R東海の要請に応えられるのであれば、ずっと水を戻すべきじゃないか」とか「戻せるんじゃないか」といったご意見を言われる方もいらっしゃったので、そこは東京電力さんとしては非常に本意ではないと。そこは、さっき北村市長がおっしゃいましたけど、次に2025年に更新がございますが、そういったところに影響を与えたくない。そうなってくると、その更新のことも含めて、市長のおっしゃったとおりで、この更新の話とB案というのは切り離して、「そこは関係ないんだ」と。「一旦そこは切り離してもらえないか」ということをやっぱり気にされています。そういったことで、この条件がついてきたというふうに理解をしております。この条件については、東電さんとしっかりと話し合っ出てきた3つの条件というふうにご理解いただければよろしいかと思えます。

それから、この案が成案となった後の戻し方ですが、具体的な戻し方については、こ

れから東電とお話し合いをしていきますけれども、運用ですね。例えば1週間ごととかございましたけれども、そういったことをこれからきちんとお話ししていきたいと思えます。我々のチェックのほうは、専門部会の要請もあって1日ごとにチェックしましたが、正直1日ごとに「今日これだけ出たから、またあしたこれだけ戻す」というのは、運用上なかなか難しい面があるのかなと。現実的でない面もあるのかなと勝手に思っています。じゃ、それが1週間単位がいいのか2週間単位がいいのか。「やっぱり1か月じゃ長いから1週間だ」とか、そういう話があるかと思えます。これは、やっぱり我々と東京電力さんとの間で、技術的なやり方、運用を含めてお話ししていきますが、当然水を使われている方のご都合も聞かないと、「長いスパンで戻してもらっても、それは関係ないんだ」と。「使えない」といったご意見もあろうかと思えますので、その運用を決めていくに当たっては、きちんとご意見とかご事情を伺いながら進めていきたいというふうに思っています。

○石川部長 よろしいですか。次に田村町長、お願いいたします。

○田村吉田町長 大井川の最下流に位置する町、吉田町でございますけれども、8市2町の中で、唯一水道水は全く地下水だけに頼っている町です。

そこで3つほど質問があるんですけども、一番の問題は、これは最も基本的な問題なんですけれども、国の有識者会議が出した中間報告の中で、こんなふうに言っていると思うんですけども、もし間違っていたら訂正してもらいたいですけれども、要は「トンネル掘削によって、ノーリスクではないが、表流水とか地下水には影響は少ない」とか、そういうことを言っているんですね。「ノーリスクではないが」ということは、リスクがあるということを行っているわけですよ。「科学的・工学的な観点からノーリスクではないが」と、たしか言っているはずですよ。

そうしたときに、極端な話、最下流にあるうちの町とすれば、また別の質問にも関係するんですけども、地下水の減少が地下水の塩水化を起こすか起こさないかというのは、うちの町にとっては喫緊の問題なんです。要は、地下水の量が減れば海水が流れ込むんですね。そうすると、当然のことながら塩水化が起きるわけですよ。塩水化が起きたときには、うちの町はそれで終わりになるんです。そういうことはあり得ないということをお断言していただければありがたいですけれども。

2番目は、先ほどの12ページの問題で、川の水の量が19億 m^3 /年と言っているんですけども、まあプラマイ9 m^3 /年ですけども、これは地下水を含んだ量なんですか。

地下水の量がお分かりになれば教えてもらいたいですけれども。

3番目は、例の田代ダムの問題なんですけれども、東電さんはJ R 東海さんに、要は、発電のための取水を抑制しても発電には影響はないと言っているわけですか。普通はそう考えますよね。発電のために取水している水を抑制しても問題がないから大井川に還元すると言っているわけですか。それを言っているんですか。

そうすると、先ほど藤枝の市長さんがおっしゃられたように、そんなもの、通年でずっとやっていいじゃないかと。子供だましの議論ですよ、これは本当に。10か月というのは大体1年ですから、その1年取水を抑制しても問題がなければ、ずっとやって問題ないはずですよ。そういうふうな子供だましの議論というのをやっているんですか。私が言っているのが子供だましなのか、それともそちらさんが言っているのが子供だましなのか、非常に分からないんですけど、それを教えていただくとありがたいんですが。この3つです。

○石川部長 今の3点のお答えをお願いいたします。

○J R 東海（永長） ご質問ありがとうございます。今3点ご質問をいただいたうち、2点について私のほうから答えさせていただきたいと思います。

まず、有識者会議のほうで、町長がおっしゃられたような「ノーリスクではない」という表現ではないんですけれども、当然予測したものについては、特に数値解析でやったようなものについては不確実性というものがございまして、その点については、「いわゆるリスクをきちんと認識をした上で、それを低減していくためのモニタリングをしながら対応していくべきだ」というふうに言われております。今はB案の話がどうしても先に行ってしまうんですけども、そういう皆様のご心配を解消していくためのモニタリングについても、実際に少し専門部会のほうでお示しさせていただいたこともありますが、これからその辺については、いわゆるリスク対応ということをきちんと認識した上でやっていかなければならないというふうに考えております。

その中で、2点目にお話がございました地下水の塩水化についてでございますけれども、この中間報告の中で直接塩水化について言及したものはないので、どうしても私どもとしての見解になりますけれども、この有識者会議の中で言われていることとしましては、化学的な成分分析の結果、それからこれまでの実測の結果を踏まえて、いわゆる中下流域の地下水への影響は極めて小さいものであるだろうというご評価をいただいています。

これまで、地下水の塩水化については、地下水位が下がることによって、海のほうから圧力で塩水が入ってきてということで、過去にそういう問題というか事象が生じて、現在でもそういうモニタリングを静岡県さんのほうで行なっているということは私どもも伺っております。ですので、先ほどの中下流域の地下水への影響が極めて小さいと考えられるということからすれば、海のほうから引っ張ってくるというのは考えにくいことではございますけれども、当然そういったご懸念があるということについては、例えばモニタリングのほうでどういうことを対応していくかということについては、皆さんのご意見もいただきながら真剣に考えていきたいと思っております。

それで、地下水の流動量については、例えば雨が降る量ですとか、あるいは川の水が流れる量。こういう実測結果に基づきまして、推定という形ではあるんですけれども、地下を動く水の量がどのぐらいかということは、有識者会議の検討の中でも推定のほうはしております。

○JR東海（澤田） 今の数字は、大体19億に対してプラスマイナス9億とさっき私が申し上げましたけど、それに対して大体0から3億 m^3 /年という数字を挙げさせていただいています。これは、実際地下に行く量はなかなか測れないものですから。19億 m^3 /年というのは測った量です。あとは、雨の量というのは大体分かりますので、雨が降って川にどれぐらい流れるか。それから蒸発していく量というのもあります。これも大体計算でできます。そうすると、これぐらいは地下にしみ込んでいるよということで出した数字が、大体3億 m^3 /年とかそういう数字ですね。

この地下水に関してご心配ということは、かねてから伺っております。今永長がモニタリングというふうに申し上げましたけれども、これはまだ先の話になるかもしれませんが、当然吉田町に井戸を掘ったりだとか、あるいは使われている井戸でいろんなことを測らせていただくというのは当たり前なんですけれども、今まで我々は、いろんな検討の中で、トンネルを掘っている場所から下流のほうまで、地下をずっと水が流れると。この大きな流れはないというふうに調査結果から分かっておりますけれども、そういったことが実際起きていないということは、吉田町のところだけで地下水を測っていても分からなくて、例えばもう少し上流のところで見るとか、そういったことを併せ持っていないとなかなか分からないと思っておりますので、そういったことも含めてきちんとモニタリングをして、お話しをさせていただきたいと思っております。

それから最後、東電さんのお話なんですけれども、今回B案というものをやりますと、

これは発電に影響はあります。今東電さんも、そこをすごく気にされていて、こういった時代ですので、再生可能エネルギーといいますか、水力発電が見直されている時代でもありますので、この田代発電所での水利権、発電というのを非常に大事に思われています。

ただ、今回は我々JR東海のほうからお願いするという形になりますけれども、リニアの工事のために、分かりやすい言葉で言うと一肌脱いでいただくとか、そういうお答えをいただくわけです。ただ、そうしますと、その分当然発電の量が減ります。減るということは、東京電力さんにとっては、ある意味事業の損失がありますので、そこはJR東海が補償をさせていただくということで、これまでの話はそういう前提でやっております。ただ、具体的にどういうお支払いの仕方をするかとか、その協議はこれからということですが、発電に関しては影響がありますので、その分を私どもで経済的な補償をするという前提でこれまで進めているところでございます。

○石川部長 町長、どうぞ。

○田村吉田町長 今のお答えでよく分かったんですけど、影響はあるんですね。あるけれども、いわゆるリニア新幹線のために払ってもいいと。そう言っているわけですね。

○JR東海（澤田） そうです。そういう前提で協力をするということで、これまでお話をいただいています。ただ、具体化をしていくに当たっては、JR東海から頼まれてやるということではなくて、関係の方のご理解があつてということをおっしゃっておりますので、そこはきちんと関係の方のご理解が得られるよう、これから進めていきたいと思っている次第でございます。

○田村吉田町長 要は、単純なことを言うと、影響はあるにしても、実質的には度外視しても構わないぐらいのことですか。影響があるにもかかわらず本当に水を流すなんて、普通やります？そんなこと。

○JR東海（澤田） その度外視するとか度外視しないという、そこは東電さんのお考えもあるので、そこは私どものほうからどうだということは正直申し上げられないです。

数字で申し上げますと、皆さんご存じだと思いますけれども、東京電力さんは大井川からは最大4.99m³/秒の水利権を持たれていて、我々がお願いするのは、全体で300万とか500万とか申し上げましたけれども、4.99に相当する数字は、0.1とか、あるいは0.2という数字です。そこは、我々が今回取水制限をお願いするというので、それが東電さんにとって度外視する、しないと。そこは、東電さんがどういうふうなお考えで今回

このB案に関して協力をしていただけるのか。そこまでは私が代弁できるものではないんですが、協力をいただく前提でこれから話を進めていくということでございます。

○田村吉田町長 その辺の話が分かったら、また我々にも教えてください。よろしく願いします。

○石川部長 藪田町長、お願いいたします。

○藪田川根本町長 川根本町長です。宇野副社長、お久しぶりでございます。

皆さんのお話を聞いていて、またこのB案の話というところで、東京電力さんをお願いをしに行くといった話を承りましたので、いろんな形でこれから、とにかく前へ進めなきゃいけないのは確かなことなものですからね。いずれにしても、水のことから始まって、県が間に入って、JRさんがいて、我々がいてと。先ほどから皆さんが話をするように、どこを中心かというとこも、なかなかなくなっちゃったところもあったんじゃないかなと私は思っています、我々が納得すればいいのかということとか、3方向でいろんなことが出てきちゃったなと思って。私は1年前から町長になったんですけど、いろんなことを思っています。

その中において、それぞれに水のこととは違うものですから、今お隣の吉田町さんは、やっぱりポンプアップ、井戸水の中の世界だし、あとは皆さん導水管の世界の中で下流地域へ流れている。私のところというと沢水なものですから、簡易水道とはいろんな意味合いが違うんですけれども、私のほうは、このB案の中で前へ進めるということは、もともといろんな方が「田代ダムを使いなさいよ」という話をずっとしてきて、やっとこのB案にたどり着いたと。先ほど藤枝市長も話をしていたんですけど、「今頃ですか」という話なんだけど、いろんなことの中において、ここが1つの案なのかなとは私自身も思うんですけれども、この話の中で、いろんなことを思います。また、私どもは流域市町で、水利権を、2025年、島田市さんといろいろやっていかなきゃならない。いろんな意味合いの中で、この水の利用というのは、これから先、私どもにとっては大事なことで、かといって、一番本元の私のところは沢水を飲んでいるという、何と言ったらいいか、私自身が川根本町の皆さんにどうお答えするかというのは、この後の問題が私のほうは多いと。

この後はこの後で、また皆さん、宇野副社長もよくご存じで、この前私もお話しさせていただいたように、南アルプスも背負ってしまっていて、当然今日は水の話ですからあえて言いませんけど、大体分かると思うんですけど、私は私で、前へ進むとするなら、や

はり田代ダム该案を東京電力さんとよくお話をさせていただきたいと。

あと、このポンプアップのことがあるんですけど、下から上へ掘って、当然釜場を造ってポンプアップという、これは何インチぐらいのポンプを使っているんですか。

○石川部長 回答をお願いいたします。

○JR東海（永長） すみません。何インチという形では即答させていただけないです。準備ができてございませんけれども、量については、実際にこういう設備を使うということで具体的な資料を有識者会議のほうにお示しをしておりますして、必要なポンプの台数を置くことができ、それでポンプアップが可能だということを、予備の設備も含めて設置するという確認をいただいております。

○藪田川根本町長 相当大きなインチ数じゃないと、なかなかこの勾配だと上がらないと思うんですけど、まあ、いろんな意味合いの中で、そういった方法の中できつとポンプアップもするんでしょうけど。

とにかく、10か月間という工事期間を持っているんですけど、島田市長も言ったように、その期間、とにかくこのポンプアップの精度がどれぐらいのものか。いずれにしろ、その期間が終わって田代ダムということの中に入ってくるんだと思うんですけど、私としては、この後の河原砂漠の話もしたいんですけど、いろんな話があるんですけど、この案に対して前へ進まなきゃいけないものですから、もっとこういった話をしっかりと流域市町の首長の皆さんにお話しをして進めていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○JR東海（澤田） 町長、ポンプのお話ですけど、具体の計画をこれから詰めていくんですが、これまで検討している前提では、例えば、これは毎分ですけど、吐き出す量が $10\text{m}^3/\text{分}$ 。ただ、これを1台ではなくて何台か。要は、トンネルの中をずっとつなげていくので、1台でいくというわけじゃなくて、つないでつないでということになりますと数が結構要るものですから、一定程度の大きさのものをたくさん集めてくると。そういう調達の可能性だとかも含めて提示させていただいたのが $10\text{m}^3/\text{分}$ ぐらい、 185kW という結構大きなものです。人間の大きさぐらいのものです。そういったものを集めてくると。一方で、量と揚程差が——ずっと継いでいきますので、そういうことも含めて検討しております。

ポンプアップということになりますと、青函トンネルがありますので、そういったところでも十分使われている実績などを調べてお出ししたという経緯がございます。

○菌田川根本町長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

○石川部長 柳澤市長、お願ひいたします。

○柳澤御前崎市長 御前崎の柳澤です。もう全ての首長さんから発言がありましたので、時間もありますので手短にお聞ひしたいと思ひます。

先ほどもお話をありましたように、このB案につきましては10か月という時間が設けられておりますが、これにつきましては、果たして10か月でいいのかということも先ほど質問がございましたが、私もそういったことを含めて、これは正しいといひますか、これがそうでないように——水の問題でありますので、どのようなことになるか分かりませんので、例えばこの10か月の間、その水をB案として戻しても、果たしてそれでその後引き続き地下水が確保されるかということも心配されますので、そういった心配がなくなるまで、このB案は続けていただくべきだと私は思っております。

そして、地下水の話も今出ましたが、地下水というのは、今湧出した水を戻せばそれで済むというものではないと思ひますね。これは、そこへ至るまでの間には大変多くの年月がかかると思ひますので、その期間、安定した水が戻るまでの間は、そういったあらゆる方法で水を確保する必要があると思ひます。

今日は、土地改良区の代表の皆さんも来てこのお話を聞いていると思ひます。大変皆さんも、この流域の水の話ですね。これは心配しております。先ほども下流域の水が減らないという話がありました。地下水というのは分からないんです。今これだけ減ったから——先ほども0.2%から0.3%減るといひ話を聞きましたが、果たしてそれだけ戻せばそれで元に戻るかといひと、そういうことではないと思ひますね。ですので、そういったことも含めて、これからしっかりと、流域市町、また利水団体が安心するような施策を講じていただきたいと思ひます。

先ほどもお話をありましたように、JRも、有識者も、専門家会議も、また県も、今までコミュニケーションが取れていたか分かりませんが、しっかりとコミュニケーションを持って、私たちに聞くのではなくて、もう県と、そしてJR東海、また専門部会。今週もそうありますが、そういった中で、「こういうふうにしたいがどうだろうか」といひ、いい案を私たちに聞かせていただくほうがいいんじゃないかなと私は思っておりますので、これからはそちらのほうでいい案を出していただきまして、私たちに「どうだろうか、こうだろうか」といひ話をさせていただくのがベターじゃないかと私は思っております。

以上です。回答は要りません。

○石川部長 ご質問はいいですか。

○柳澤御前崎市長 あるならどうぞ。

○石川部長 お願いいたします。

○JR東海（澤田） 1点、B案を適用する時間的な範囲ですね。ここは、今市長のおっしゃったように、トンネルがつながってから、あるいは工事後も心配だという気持ちは分かるんですが、そこについては、基本は我々は今、ポンプアップという方法もございます。それからきちんとモニタリングをしていこうと思っております。

このB案に関しては、この工事期間中、トンネルがつながるまで。これを前提に、まず東電さんとお話をさせていただきたいというふうに思っておりますので、そこはご理解をいただけないかなというふうに考えております。ただ、つながった後とか、あるいは工事後。モニタリングと私は申し上げておりますけれども、これは1年、2年で終わるという問題じゃなくて、ずっとやっていくものだと思っておりますので、具体的にどこでどんなものを測るかだとか、どれぐらいやるかということも含めて、そこはきちんと、県をはじめ関係者の方とお話をしながら進めていきたいと考えてございます。

○石川部長 よろしいですか、柳澤市長。ありますか。

○柳澤御前崎市長 分かりました。先ほども3億m³ほどの水が山体にあるということをお聞きしました。これも一時的には減るかもしれませんが、またそこへ戻るまでの間、例えば3億m³あった、その中のこれだけが湧水で出てしまったと。それを補う水ですね。そこを補うまでの間、これをどうするか等々をお聞きしていますので、それを不安のないように、その何年かの間は、山体に戻るまでの間はそういった湧水期が来るんじゃないかと私は心配していますので、それをお聞きしたまでです。

○石川部長 ありがとうございます。

それでは、ご発言されていない——利水の皆様もいらっしゃいますので、もしご発言があれば。いかがでしょうか。

牛尾副市長、お願いいたします。

○牛尾島田市副市長 利水者ということで、島田市水道事業管理者であります。今回のB案の内容の確認なんですけれども、あくまでも利水者の立場で確認をさせていただきます。

今たまたま資料2が出ているんですが、資料2の右肩にトンネルと大井川が描いてあ

るんですが、この話の大元は、南アルプスの地下にトンネルを掘ると表流水が2 m³/秒減るといふところがお話の元だったと思います。それで、関係の皆さんにご相談されて、紆余曲折あって今に至っているわけですが、利水者としては、うちは水道事業ですけれども、安全な水を市民、県民に供給するということからしますと、B案の説明の中で——その前に、国の有識者会議については、中下流の水利用についてはさほど大きな影響はないということが中間報告でされています。そうすると、利水者としては、あと水質とか水温のこと。そういうことが気になります、あと戻すタイミング。特に戻すタイミングについては、ほぼ同時というか、その場で戻していただけないかということが、自然環境に最も優しい対応じゃないかなというふうに思います。

それから、地下で湧き出た水については、重金属が入っているとか、そういう心配も我々はしますけれども、表流水をそのまま戻していただくのであれば、そうしたこともある意味安心かなと。

それから、水温の点についても同じようなことを——利水者の一方的な見方ですけれども、そういう安全性について、あまり説明を聞けていないんですね。その辺の見通しというんですかね。その辺がどうかということが利水者としてはやっぱり心配なものですから、説明をしていただけると助かります。

○JR東海（澤田） まず、このB案に関して申し上げますと、これはもともと大井川を流れている水をそのまま、田代というか、山梨のほうに持っていかずに流すということですので、そこは大井川の水質がそのまま下流に行くというふうにご理解ください。

その後、トンネルの湧水ですね。これは、これまで我々としても、深い井戸を掘ったりして調べております。静岡県の中では、これまでのところ重金属といったものは出ておりませんが、何ていいますか、例えばカルシウムとか、そういったイオンの成分は表流水よりは高くなっています。それがどの程度かという、これまで数字も出してございますけれども、全体的な量が、大井川を流れる水の量と比べれば多くはないので、そこは影響はないだろうと今思っていますが、そこはもう少しきちんと具体的話もして、これから進めていきたいと思っております。

自然にある重金属については、これはずっと工事期間中調べていきますし、そこは出てきた場合には、きちんと除去できるようなことも前提でこれから設備をつけてまいりますので、そのやり方について、これまでも有識者会議であるとか専門部会でも少しお話をさせていただきますけれども、どういった水質の確保についてやっていくのかというこ

とについてはきちんとお話をした上で、このB案、それからその後のポンプアップについてはご理解を得ていくということで考えてございます。

○牛尾島田市副市長 ご説明ありがとうございます。

あと、すみません、長くなって。水利権の問題については、我々は水利権者です。東電さんの話が今問題になっているんですが、東電さんもある意味大井川の利水者、水利権者です。水利用が厳しいときに、水利権者が協調して流域を守っていくということについては、水道事業関係者が常々やっていることです。それは、水利権の上限値を上回らない中で協調しながらやっているのを、水利権を返せなんていう話は、経験的な話ですけれども、ありませんので、その辺の実態を説明させていただきます。

以上です。

○石川部長 それでは、ほかに利水者の方々、いかがでしょうか。

市川企業長、お願いいたします。

○市川企業長 大井川広域水道企業団の市川です。

今ちょっと話がありましたけど、我々は、大井川の年間の水が幾らで、この10か月の水が幾らという説明をよくされるんですけど、梅雨の時期や台風が来る大井川の年間の水で説明されて、「この期間はたった0.2%です」「0.3%です」ということを言われても、一番大切なのは、我々は水道なものですから、渇水期にちゃんと水が来るのかなと。これがやっぱり一番心配ですね。

今のJ R東海さんモデルも静岡市モデルもそうですけど、もう大分前に一定の透水係数で勘定されているやつです。こちらの資料で、「静岡県側に掘り進んだら、断層破碎帯があると突発した水が出るかもしれないから、作業者の安全を確保するために山梨県側から掘るんですよ」ということと、今のその後のJ R東海モデルと静岡市モデルの計算で大丈夫ですかといっても、「○」がついているけど、そんなに純粹に戻せる水があるわけではないですよ。だから、本当に渇水期とかに大丈夫かなという不安が正直言って拭い去れないのと、断層破碎帯を掘り進めたときに、モニタリングとかをやられると前からおっしゃっているんですけど、本当に今の勘定のままで済むのかなという不安が、水道水を供給する責任を持っている者としてはございます。だから、これを掘り進んでデータが分かったら、例えば再計算していただくとか、そういう可能性はあるんでしょうかというのが1個ですね。

それから、20ページに3点ありますよね。「了解を頂きたく存じます」と書いてある。

これは、東京電力R Pさんとの話で出てきている話だと思うんですけど、この2つ目に、「東京電力R Pの水利権には影響を与えないこと」と非常に断定的に書いてあるんですけど、水利権というのは、そもそも河川法上の許認可であって、これは我々が決められる話じゃないので、「影響を与えないこと」というのを、我々が「そうだ」とか「いや、駄目だ」とかと言うのが、この「水利権に影響を与えないこと」と断定的に書いてあることとどういう関係があるのか私はちょっと分からないので、それは教えていただきたいなと思います。お願いします。

○石川部長 2点についてご回答をお願いいたします。

○J R東海（澤田） これまで湧水量なんかを計算を使ってやってきました。この計算は、今おっしゃったように一定の前提条件がありますので、そういうことで不確実性があるというふうに申し上げてきました。これは今も、例えばボーリングでいろんなデータがこれから得られますし、それから掘り進んでいくといろんなデータがありますので、それによって、こういった湧水量であるとか、それから表流水への影響というものを見直す必要が出てくれば、その再計算をやるということは十分考えてございます。

一方で、水が戻せるかどうかという観点では、これも計算結果と実測値に基づいてやってございますけれども、一応渇水期も含めて1日単位でチェックをしましたが、今までいただいたデータと解析結果では戻せるというふうになってございます。ただ、これは計算結果を使っていますし、本当に余裕を持ってマルかというようなことでいきますと、正直厳しい日もあります。ただ、それを1日単位ではなくて、例えば前後合わせて3日間でやるとか1週間でやると見ていくと、これはまたかなり余裕が出てきますので、1日単位じゃないと駄目だと言われると、なかなか厳しい場面が正直あるかもしれませんが、少しそこは、3日間だとか1週間とか見ながらやっていけば、これは十分実現可能性があるかと思っておりますので、そこも含めてこれからしっかりと東電さんとお話し合いができればというふうに思っております。

それから、「水利権に影響を与えないこと」と。水利権って大臣が決めると。おっしゃるとおりなんです。おっしゃるとおりなので、このB案を進めることに関して、まずは、水利権の売買だとか目的外使用には当たらないという話をご理解くださいという話と、「このB案ができるんだから、もう水利権は要らないよね」とか「今度の更新のときにもう1回話をしようか」といったことがないように、このB案の話と水利権の更新、あるいは水利権の法的なこととは全く関係ないというご理解をしてくださいという意味

で、我々から水利権がどうこうというものではないです。

○市川企業長 では、ごめんなさい。大事なことなので、もう1回確認させていただきま
す。「影響を与えないこと」というのは、今回のJ R 東海さんが静岡県に水を返してい
ただくことについての話であって、本来の東京電力さんの水利権の更新とか、そういう
こととは問題が全然違うんですよという理解でよろしいですか。それか、「そのときに
皆さん一切文句を言わないでくださいね」ということなのか。それはちょっと確認した
いです。

○J R 東海（澤田） それは両方とも正解で、東電さんからすると、「このB案で協力で
きたんだから水利権を返上しなさい」とか、そういうことを言われるというのは望まれ
ていないので、このB案に起因して「水利権ってもう少し減らせるんじゃないですか」
といったお話は、できればないようにしていただきたいという理解でいます。

○石川部長 よろしいですか。

ほかに利水の——大石理事長、お願いいたします。

○大石理事長 金谷土地改良区の大石と申します。

今、県の広域の方がお話ししましたように、先ほど来、本当に各首長さんが、取組に
ということで、まず島田市の市長さんが、共通認識ということで、全量がということは
当然のことであるということで協議をしているということと、今このB案ということで、
振り返ってみますと、この流域に説明をいただいたのが平成25年の12月でございました。
もう事が進んで進んで、我々利水者が意見を言って、やっと説明をしていただきました。
そのときに、このB案の関係も私は触れてみました。それから何年経ったでしょう。

ですから、この点につきましては、もうぜひ進めていただきたいということと、この
協議内容を、それぞれの自治体のお考えと、我々が一日一日のお水を本当に必要とする
時期。「1週間にならしたら」「1か月にならしたら」。そういう問題じゃないんです
ね。必要なときに必要なんです。こんなに気候が変動しているときに、どういう協議を
されるかなということは、過去において、川根本町の町長さんもおいでになりますけれ
ども、昭和65年ですか。非常に、県知事さんも挙げて、この水利権の問題、国と静岡県
が本当に全身全霊をぶつけてやったんですが、非常に難しい時を過ごしてきました。そ
ういう経験もあります。

それで、このB案についてお話をしていただけると。しかも、これから世界に羽ばた
こうとしているJ Rさんが。というような気持ちも私はあるわけです。ぜひそうしてい

ただきたい。そういうときの手腕として、どういう会話をされるのか、どういう協議をされるのかなということ、非常に関心を強く持っております。ぜひ結果でなくて、経過として日々ご報告をしていただきたいと。このお願いでございます。

以上でございます。

○石川部長 今のお話にご回答はありますか。

○JR東海（澤田） 今後、東電さんとの協議の段になりまして、具体的話。今、戻し方。どういうタイミングで戻すのかというお話がありました。それに関しても、先ほど申し上げたように、まず私どもが勝手に決めるというよりは、東電さんともお話をしまして、皆様方のご意見も伺いながら進めてまいりますので、それを「結果こうなりました」というのではなくて、途中途中で、こういう場面もあれば県の専門部会もございしますが、いろんな場面がございしますので、そこは、お話し合いの途中の経過ですね。これをよくお伝えできるようにしていきたいと思っております。

○石川部長 どうぞ。

○大石理事長 よろしく申し上げます。

私の知っている限りでは、この1年間を通して表流水の渇水時期があったということを実に見ておりますので、そのようなときに、皆さんが計算することがクリアできるかどうかという関心もあります。藤枝の市長さんも言っておられましたけれども、本当に必要なときに必要な水なんですということをご理解いただきたいと思います。

ありがとうございました。

○石川部長 ほかに、利水者の皆様で、例えば代理でなく今日いらしている方、いかがでしょうか。

内田理事長はよろしいですか。

○内田理事長 いいです。

○石川部長 いいですか。分かりました。藤井所長はよろしいですか。

○藤井所長 特にございません。

○石川部長 分かりました。

それでは、時間も大分過ぎてまいりましたが、これだけというご発言があれば。

染谷市長、お願いいたします。

○染谷島田市長 今日出た意見は、ごもつともだと思えることがたくさんありました。こうした機会を、実は私ども、JR東海さんとお話しをするのは初めてなんです。初めて

ですよね。もっともっとうこういう議論を重ねて、流域の疑問に答えて誠実にやっていくということが一番大事なことなんです。

今回の議論は、田代ダムの取水抑制案を私たちが認めるかどうかというところが今日のテーマであります。この件について、私は、今日出た様々な議論を前に進めるためにも、一歩進んで、現実的に田代ダムの取水抑制案というものを1つの我々の、「こういうふうにすれば水を返せるんじゃないか」という1つの提案ですから、これを認めることによって、その先の様々な議論にもっと入っていきけるんじゃないかと。これまでそういう議論に入れなかったというのは、やはり具体的な進め方について全く見当がつかなかったわけで、この田代ダムの取水抑制案が、ある程度皆様にお話を聞くと、ほとんどの方が「一歩進めるためには必要だ」とおっしゃっておられる。だとしたら、これを進めると同時に、やはり今日出たような様々な疑問にしっかり答えていく。どこまで行ってもノーリスクではないですから。だけど不確実性を低減するための方法はたくさんある。それから、誰が担保するのかとか、様々なお話が出ましたけれど、ぜひ県とJR東海だけではなくて、そこに国がしっかりコミットして、この問題を進めていっていただきたい、見える化をしてもらいたいというふうに思います。

また、水利権のことについては、私、去年の12月3日の日に、国の有識者会議と流域首長の意見交換の折に、国交省のほうから水利権について説明を受けました。ですから、今日JR東海さんからもお話を聞きましたけれども、国の立場で、この田代ダムの取水抑制案が水利権に絡まないのかどうかということは、ぜひ直接国からも聞いてみたいと思います。

最後にもう1つ。今日の議論は、1から3までのことについて私たちが了解するかどうかがテーマであります。ですから、この1から3までの——私は一番最初に「1は少し文案を直したほうがいい」と言いました。でも、2についても、先ほど市川さんのほうからお話があったように、「水利権には影響を与えないこと」というこの文言がいいのかどうかということについて、具体的に1、2、3がこれでいいのかどうか確認できれば、今日皆さんの合意形成も図れるのではないかと思います。その点は皆さんいかがでしょうか。

○石川部長 それでは、県のリニア本部長から一言。

○森副知事 いろいろな意見がありました。今後の進め方について、お話を申し上げたいと思います。

まさに今染谷市長がおっしゃったように、この1、2、3でいいのかどうかという話がございます。3つの要素については、まだ修正の余地もあろうかと思えますし、会員全てがおそろいではなかったのも、会員全ての意思表示はまだ示されておりません。

つきましては、今日の意見、それから追加の意見。それらを我々事務局で一旦取りまとめます。それで、JR東海さんへ文書で照会をいたしますので、JR東海さんは、東京電力RPとその案で調整をした上で回答をいただいて、それからまた進めていきたいと思えます。いかがでしょうか。

○JR東海（澤田） 1点よろしいですか。

今日、流域の市町の皆さん、それから利水者の方に「この3つについてご理解ください」ということをお聞きして、ご質問をいただいて、いろんなご意見——見解ももう言うてくださった方もいると。県はいかがなんですかね。県も関係者なので、何かあれば教えていただきたいんですけども。

○森副知事 また個別に言えば、この案につきましては疑問点がございますので、この3つの案そのものにはならないという認識でございます。

ですから、もう一度我々のほうで、今ここで出されました案、それから今日欠席の皆様方の意見も拾いまして、もう一度案をJR東海さんにお渡ししたいと考えています。

○JR東海（澤田） この3つに関しては、今日皆さん、疑問なりご質問をいただきました。県だけ持ち帰るといのはちょっと理解しづらいんですが、ご質問なりご疑念があれば、今日皆さんいらっしゃるので、ここで県のお考えを言っていたほうが後々も進めやすいのかなというふうに——すみません、差し出がましいようで。持ち帰りではなくて、県のご疑問なりを言っていたほうがいいのかと思います。いかがでしょうか。

○森副知事 また議論が戻ってしまうかもしれないんですけども、この1、2、3、これを、JR東海さんは東電さんに案として出した。

その中の1つなんですけれども、例えば、12ページに、そもそもこのB案は、「静岡県側の先進坑とつながるまでの期間に静岡県から山梨県へ流出するトンネルの湧水量を戻す案です」となっていて、先ほど染谷市長からもありましたように、その戻す期間ということで10か月というのを想定されていると思います。次の13ページなんですけれども、今山梨県で掘っている水が静岡のものかは脇に置いておいて、県境を越えて実施する際に静岡県側から山梨県側へ流出する湧水と同量の水を戻す案、今現在掘っている山

梨県側の高速長尺先進ボーリングによる湧水を戻す案としてB案ということになりますと、10か月という単位でなく数年かかる。

そうすると、今掘られている高速長尺先進ボーリングの湧水に対する案としてB案を適用すると、1番と3番に矛盾があると思っています。先ほど市川さんからもありましたけれども、水利権に関する影響がないこと、もちろん文言のことでもありますがけれども、様々、この1、2、3としては、今すぐにここで了解ということにはならないのではないかというのが県の考え方です。

以上です。

○**染谷島田市長** 「国から水利権のことを聞きたい」と私は言いましたけど。

○**石川部長** まずJRさんから。

○**JR東海（澤田）** 今のお話でいきますと、ちょっと誤解があるかなと思ったんですけども、1番で書いていることは、先進坑を——大きなトンネルですね。これを掘っている間の話をしています。それを山梨県側から掘っていきますので、これが静岡側とつながるまでの間、水を戻しますという話です。

一方で、これとは別に、先ほど牧之原市長のご質問にお答えして、「別の期間です」と私は申し上げましたが、これとは別に、今後、まだ工事に本格着手する前になるかと思えますけれども、山梨県との県境を越えて静岡県内でボーリングをやりたいと思っています。そのボーリングで出てくる水というのは静岡県から出てくる水なので、これに関しては「戻す方策を整理しないとボーリングをやりません」と私どもは申し上げていますので、その戻し方に関してもこのB案というのを使えないかということでこの3番を書かせていただいているので、1と3は全く別のものがございます。

先ほど「山梨県で出てくる水をどうするのか」とございましたが、さっき森副知事は「その山梨県で出てくる水が静岡県の水かどうかは脇に置いておいて」とおっしゃいましたけど、それが一番大事なところで、それがしっかり確認できれば我々も考えなきゃいけませんけど、我々は今のところそういう可能性は非常に小さいかなと思っていますので、山梨県で出てくる水が静岡から来ましたと。そこで一番大事なものは、皆様が使われている水に影響を与えるか与えないかというところなので、そういう観点で協議させていただきたいと思っていますので、山梨県内でのボーリングに関してこのB案を使うということは考えていません。静岡県内を掘るときにやるということでもあります。

○**石川部長** 今の説明でいいです。

それで、3のというか、山梨県内で行なわれるボーリングについては、また専門部会のほうでお話をいただくということだと理解しておりますし、あとは県として気になるのであれば、2番。今水利権の話もございましたけれども、そこについての表現は、慎重に調整をしなければいけないのかなと思っているところでございます。

ほかに。杉本市長、お願いいたします。

○杉本牧之原市長 私が冒頭質問させていただいた、今の山梨県内のボーリングの関係なんですけど、これを証明するのはなかなか大変だと思っています。ですので、その水かけ論をやってくださいということを僕は言ったんじゃないので、そこは誤解をしないでいただきたいと思います。ここに、「静岡県」とか境目が書いていないものですからね。その意味で私は確認したということですので、そこは勘違いをされないようにしていただきたいと思います。

それからもう1つ、今県が1回預かるということでありましたけれども、やはりもう非常に時間が長くかかっているんですね。このままこういったやり取りをまた何回も何回もやっていくというのは非常に時間の無駄だと思います。今日皆さんの意見を聞いていますと、この田代ダム案、B案はぜひ進めてほしいという意見が多いので、私はぜひ早急に進めていただきたいと思います。

○石川部長 今のお話について、県から一言申し上げます。

意見をかなりいただきました。我々も何回もこういう協議会を開いてというのはできないと思っておりますので、速やかにお話を進めたいという考えでございます。

中野市長。

○中野焼津市長 今日は、大井川利水関係協議会が集まってJRの皆さんとお話しするというので、規約を見ますと、「協議会の中は相互に対等な立場である」ということが書かれております。そんな中で開催していただいたので、今皆さんのご意見を聞いてみると、前に進んで議論をしていただきたいというので、ここの協議会が聞いたことを一協議会を開催して事務局が今まとめようとしていますが、全体の対等な立場の中で、ここで前に進めるということで結論をつけていただいて、そして県で、また別のところの議論はあるかもしれませんが、この立場の我々が来ての大井川利水関係協議会。心配がまだまだ多いところがありますが、この場では決定をしていただいて、まだここで決定をしないでというのは遅くなるという感じがしますので、それをお願いしたいなということでございます。それが1点でございます。

そして、もう一度確認をさせてもらいたいんですけども、やっぱり心配しているのは、中下流域の——我々は地下水でございますが、地下を脈々と流れてくるわけではないということなんですよね。それをもう一度改めてJRの皆さんからも、有識者、我々はそう思って——そういう報告がございましたのでね。まず、その中下流域の地下水のことをもう一度確認したいというのが1つ。

それと、県外への流出にあっても静岡工区のトンネルの湧水を全量戻すことで河川流量は維持されるということで有識者会議で結論を得ていて、それを踏まえて今検討しているということを——一番その辺が皆さん心配なことなんですよね。だから、それをもう一度確認をさせてもらって、もう一度県のほうがここで——何のために協議会をやったか分からなくなってしまうので。今代理で皆さん出ているので、皆さんの意見はほぼ、前に進んでこれから議論を進めていくと。心配なところはありますが、しっかり議論を進めていくということで、今日意見を聞いていますと皆さんそうなので、その結論をつけていただかないと、もう一度関係協議会をやるということになってしまうので。そうじゃなくて、何のために集まったかと。それをちゃんと締めてもらいたいと思います。

○JR東海（澤田） 地下水のお話で確認とおっしゃったので、もう一度お答えしますと、今「地下の中を脈々と流れていることはないということですよ」と。それはそのとおりだと思います。

私どものこれまでの調査の中で、水の成分分析というふうに申しあげましたけれども、もう少し具体的に申しあげますと、大きく4か所の水を調べています。4か所と申しますのは、1つは、我々がトンネルの工事をやる付近の上流の河川の表流水の分析です。2つ目は、同じ上流部の地下深い、何百メートルという井戸を掘りまして、そこで取った水です。3つ目は下流での河川の表流水の成分、それから下流での地下水の成分。

この4つを調べたところ、上流の表流水と、それから下流の表流水。1番目と3番目。これは非常に似通っています。ずっと流れてくるものですので。それから、2つ目と4つ目ですね。下流の表流水と下流の地下水。これも比較的似ています。成分であったり、それから中に含まれています成分を調べますと、雨が降ってから何年後ぐらいにこの地層に来たかという年数も分かります。

1つだけ違っているのが上流部の地下深いところの水で、これはさっき申し上げたように、ナトリウムとかカリウム。毒ではないですけども、そういった成分も非常に多いですし、それから経過年数も2桁ぐらい違った年数です。ということは、上流の地下

水がずっとそのままダイレクトに下流のほうまで来ているということは考えにくいと。それで、脈々と流れていることはないといったご報告を有識者会議の中でもして、それで言葉としては「影響は極めて小さい」ということになっているということでご理解ください。

○森副知事 よろしいでしょうか。

まだ議論は尽きないかもしれませんが、前へ進めるというのは県も同じ方向でございまして、いずれにいたしましても、東電さんとＪＲ東海の協議は進める方向で、もちろん県もその方向でいきたいというふうに思います。

ただ、文面につきましては、特に水利権の問題につきましては非常に微妙な内容でございまして、この案もまだたかなければならないというふうに思いますから、少なくとも、前に進むために、要するに協議に進むために、この文面も含めて速やかに我々のほうで取りまとめるという意味で先ほど申し上げました。何もここで預かって時間を経たせるということではございませんので。

一応文面につきましては、先ほど様々ご意見もありましたから、それらを事務局のほうでまとめて、また皆様方にお諮りしながら前へ進んでいきたいというふうに思っています。

○染谷島田市長 水利権について、国のオブザーバーの意見を聞きたいと私はお願いしたんですけれども。もし聞かせていただければありがたいです。

○石川部長 お願いいたします。

○国土交通省（奥田） 幾つかご発言しようと思ったんですが、時間の関係で、今のご質問ともう１つに限らせていただきます。

１つは、国のほうの関与というお話がありましたので、これは全くやぶさかではございません。先ほど説明がありましたように、ボーリングのときにも実質関与をさせていただいておりまして、そこは県の整理もあると思いますけれども、基本的に一生懸命やらせていただきたいということでございます。

それから、水利権の問題につきましては、今鉄道局の私の立場で具体的に結論めいたことを申し上げることはできませんけれども、もちろん今日この場に水利権を持たれている方もいらっしゃいますし、この場にはいないメンバーの方ももしいるのであれば、そういう方の意見もお聞きしないといけないというのが県のお立場かもしれませんので、そこまで私が何か言及することはございませんけれども、ただＪＲ東海さんは——私は

J R 東海さんのお目付役で今日は来ておりますけれども、指導役で来ておりますけれども、要するに、東電さんから、どういう範囲でご了解が必要なのかというのを把握してこられていますので、例えば、この中でそれが収束しているのか、ほかに誰かご意見をお聞きしないといけないのか、その方の意見はもう聞いているのかどうかとか、そういうお立場があると思いますので、ちょっと時間がないのに恐縮ですけど、そこは多分皆さん、はっきり今知っておいたほうが次の議論につながるんじゃないかなと思いますので、その辺、J R 東海さん、ちょっとご認識——これまでどういう方とどういう話をしてきたかというのを簡単にご紹介いただけるといいのかなというふうに思いますけれども。

○ J R 東海（澤田） 東京電力とという意味でおっしゃったんですかね。

○ 国土交通省（奥田） ああ、ごめんなさい。東電さんと。

○ J R 東海（澤田） 東京電力とこの話を……

○ 国土交通省（奥田） 東電リニューアブルパワーさんのご意向としてという意味です。失礼しました。

○ J R 東海（澤田） そうですね。この3つの条件は、東京電力リニューアブルパワーから言われている条件です。私どもが突きつけようとかではなくて、向こうから「こういうことを確認してください」「こういうことをご理解ください」ということで言われたことです。

この水利権の話は、先ほども申し上げましたけれども、5年ごとに更新ですので、その更新について、B案とはもう切り離すということをご理解いただければと。そういうふうに聞いております。この更新とB案を切り離すということをご理解いただきたい。それが「影響を与えないこと」というふうに我々は理解をしてございます。

○ 染谷島田市長 10年ごとですよ。

○ J R 東海（澤田） すみません。今度は2025年ですね。10年です。失礼しました。

○ 石川部長 それでは、あとこれだけはというご質問等がもしあれば。大分時間をかけてしまって申し訳ございません。

○ 藪田川根本町長 1つだけ、ちょっといいですか。

○ 石川部長 藪田町長、お願いいたします。

○ 藪田川根本町長 今のことですけど、J R さんが東電さんに言ったんじゃないくて、東電さんからJ R さんに来たということですか。確認ですけど。

○JR東海（澤田）　そうです。「具体の協議に入るには、この3つについて関係の方のご了解を得てください」というふうに言われたということです。

○石川部長　ほかにはよろしいでしょうか。北村市長、お願いいたします。

○北村藤枝市長　どうもいろいろとありがとうございました。

今日参加している人たち、あるいは利水者の方をはじめといたしまして、関係の皆さんは、当然ですけれども、大井川に水を戻してほしいという同じ思いを持っております。リニアについては、早期の整備というものは、みんなそういうことを確認しているんですね。ですから、水資源の確保と両立していくために、私たちも真剣に検討しております。ただ受け身だけではありません。

そういうような意味で、地元が一貫して求めているのは、大井川の水資源が守られること。これが1つです。ですから、しっかりと地元の考えに寄り添って——人間的に。そういうことが大事だなと思っておりまして、我々は、各市町が「あそこが反対だ」「ここが賛成だ」というつもりはありません。この地域は一体です。私は地域を割るということが一番恐れているんですね。ですから、そういうことをご理解をいただきたいというふうに思っております。

○石川部長　ありがとうございました。

では最後に、JR東海さんから何か一言ございますでしょうか。

○JR東海（宇野）　今、北村市長さんのほうからお話がありましたけれども、私どもも、この大井川の水資源を守っていくということについては、本当にお約束をしているところでございます。こうした場で皆さん方と一堂に会してお話しする機会が今までなくてですね、これは今日を皮切りに、しっかりとコミュニケーションを取らせていただく。こういう場というのも1つでしょうし、いろいろ日頃からコミュニケーションを取らせていただくということを通じて、皆さん方の思いをしっかりと私どもも受け止めて、いろんな施策に生かしていきたいと思っております。

今日も、このB案についての基本的なご理解はいただいているようなので、ぜひこれで早期に東電リニューアブルパワーさんと協議に入っていけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

今日はありがとうございました。

○石川部長　どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。長い時間どう

もありがとうございました。

午後 8 時09分閉会